目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

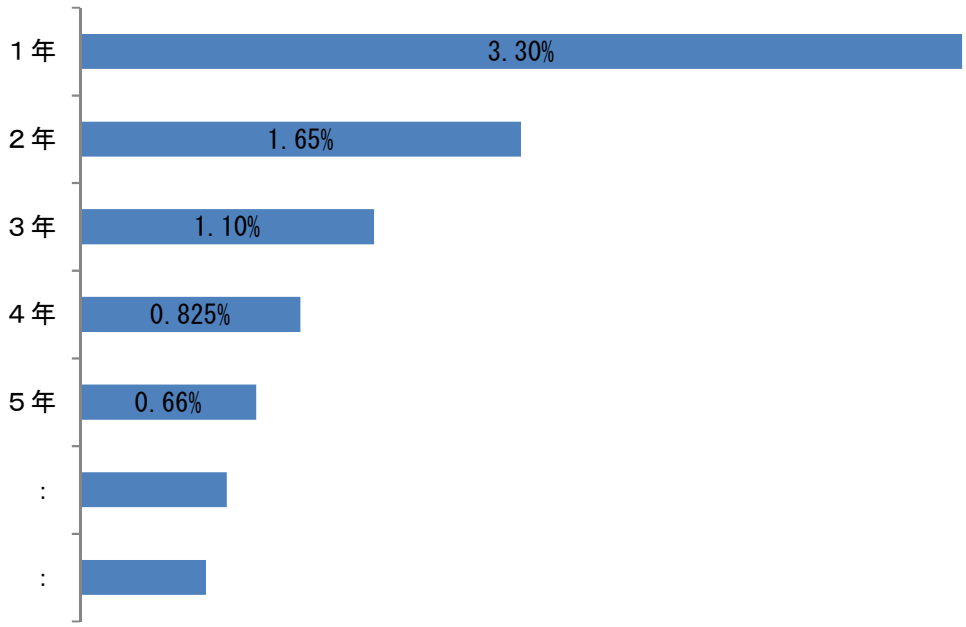
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2026.6.16



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

J・エクイティ

追加型投信／国内／株式

ファンドは、特化型運用を行います。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券 (株式　一般))	年2回	日本	ファミリーファンド

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。

○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「J・エクイティ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月15日に関東財務局長に提出しており、2026年6月16日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:56兆3,428億円
(2026年3月31日現在)
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00～17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-140028-0000-20260616◇

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

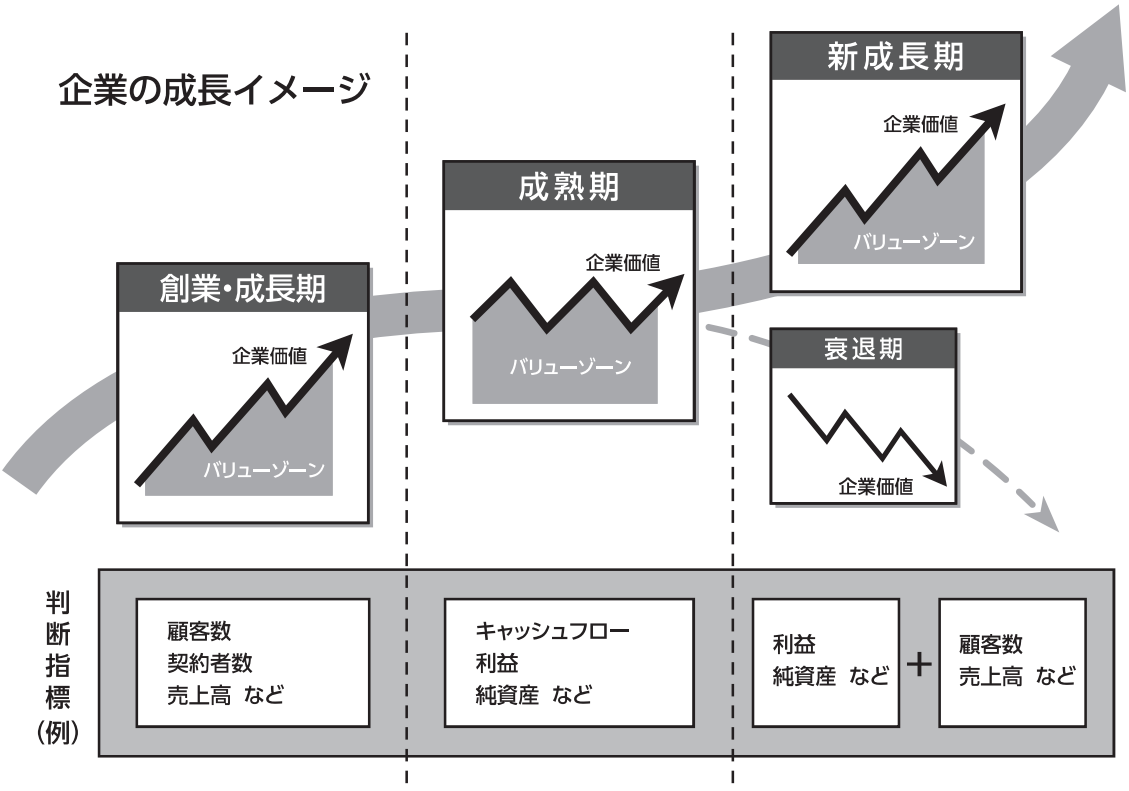
日経平均トータルリターン・インデックス※を上回る投資成果を目指します。
※配当込みの日経平均株価の値動きを示す指数です。

ファンドの特色

❶ 新しいバリュー投資*1の観点から、わが国の企業の株式に投資を行います。

*1　新しいバリュー投資とは、PER、PBR等の従来からの割安判断指標に加え、企業の成長ステージに応じた判断指標を使用することで、あらゆる成長ステージから割安銘柄の発掘が可能となるとともに、従来の考え方ではグロース銘柄に分類される銘柄も投資対象に含まれます。

- コア・ポートフォリオ（基本投資比率 85%程度）は、主として東京証券取引所プライム市場上場の大中型銘柄の中から、投資価値に対して割安と判断される企業に投資を行います。基準価額の変動を常にチェックし、安定した成長を目指した運用を行います。
- ノン・コア・ポートフォリオ（基本投資比率 15%程度）は、主として東京証券取引所のプライム市場の上場小型銘柄、スタンダード市場およびグロース市場の上場銘柄ならびに地方証券取引所単独上場銘柄の中から、成長性に富み次世代の日本を担う企業へ投資を行い、さらなる収益の確保を目指します。



- 銘柄選定は、それぞれの専門チームが行います。

 コア・ポートフォリオは大中型銘柄チームが、ノン・コア・ポートフォリオは小型・新興市場銘柄チームがそれぞれ担当し、当ファンド全体のリスク管理に留意しつつポートフォリオを構築します。
- 銘柄選定にあたっては、ボトムアップ・アプローチ*2を重視します。

 企業訪問などによる定性分析、財務分析による定量分析を通じ、事業分野・経営戦略・経営資源・成長性・競争力・バリュエーションなど複数の基準により企業の投資価値を多面的に判断し、ポートフォリオに組入れる銘柄を選定します。

*2　ボトムアップ・アプローチとは、投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

- フルインベストメントを基本とします。
 株式市場の上昇を的確にとらえるため、フルインベストメントを基本投資方針とします。ただし、株式市場において大きな株価変動が予想される場合には、株価指数先物取引などを利用して、実質の株式組入比率を機動的に変更することがあります。

◆ ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人資産運用業協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度*が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

◆ ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスをベンチマークとして運用しています。日経平均トータルリターン・インデックスの構成銘柄の比率には10%の上限が設けられていますが、年2回の定期見直しまでの株価の上昇により、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することが考えられます。そのため、ファンドにおいても特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

*寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

※資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、❶のような運用ができない場合があります。

❷ 委託会社の信託報酬に、実績報酬制を導入します。

- 委託会社の信託報酬は、基本報酬(年率0.550%(税抜 年率0.500%))に、年率−0.220% ～ +1.650%(税抜 年率−0.200% ～ +1.500%)の実績報酬が加減されます。実績報酬は、当ファンドの運用実績がベンチマークである日経平均トータルリターン・インデックスの騰落率を一定以上上回った場合には基本報酬にプラスされ、下回った場合には基本報酬からマイナスされます。

❸ 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年3月16日および9月16日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

【収益分配方針】

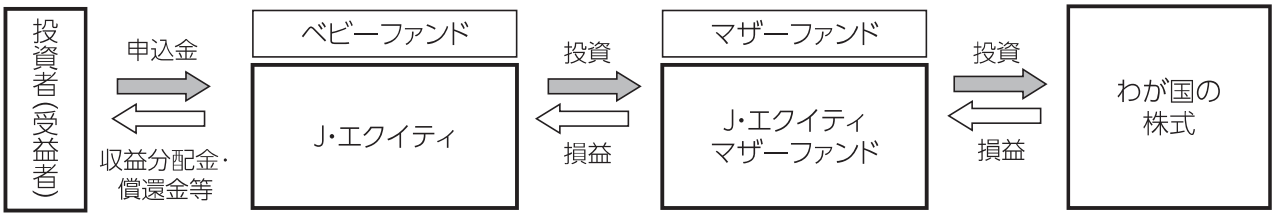
・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
・原則として、配当等収益の水準を考慮して分配します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

＊将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

「日経平均トータルリターン・インデックス」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

主な投資制限

株式への投資	株式への投資は、制限を設けません。
株式以外の資産への投資	株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
1発行体あたりの投資制限	1発行体あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とします。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

株価変動リスク	**株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。**

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

その他の留意点

・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。
・投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

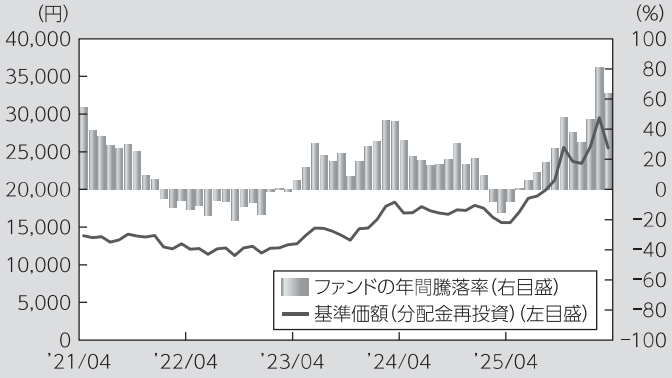
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

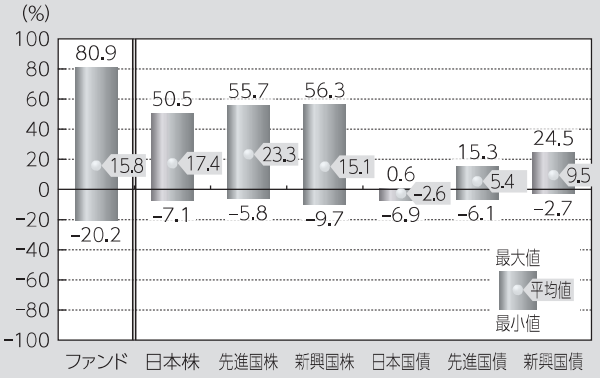
● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2021年4月末～2026年3月末）



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年4月末～2026年3月末）



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

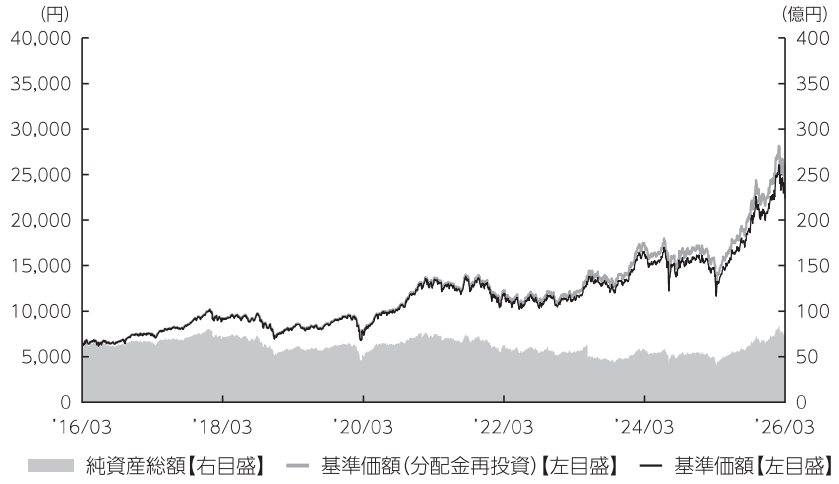
資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA－BPI（国債）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA－BPI（総合）のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本）	FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2026年3月31日現在

■ 基準価額・純資産の推移　2016年3月31日～2026年3月31日



・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	22,412円
純資産総額	71.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年3月	110円
2025年9月	110円
2025年3月	100円
2024年9月	90円
2024年3月	80円
2023年9月	100円
設定来累計	1,310円

・分配金は1万口当たり、税引前

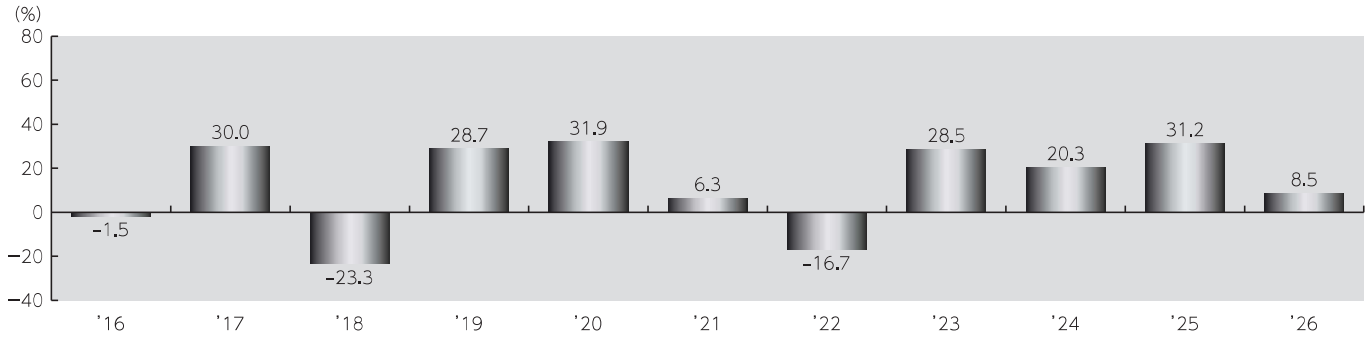
■ 主要な資産の状況

	組入上位業種	比率
1	電気機器	40.0%
2	小売業	14.1%
3	情報・通信業	10.4%
4	機械	4.6%
5	非鉄金属	4.2%
6	卸売業	4.0%
7	化学	3.5%
8	その他製品	3.2%
9	ガラス・土石製品	2.9%
10	精密機器	2.8%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	アドバンテスト	電気機器	11.7%
2	ファーストリテイリング	小売業	10.9%
3	東京エレクトロン	電気機器	7.6%
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	5.8%
5	古河電気工業	非鉄金属	4.2%
6	ディスコ	機械	3.4%
7	メイコー	電気機器	3.3%
8	川崎重工業	輸送用機器	2.8%
9	イビデン	電気機器	2.8%
10	TDK	電気機器	2.5%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
・2026年は年初から3月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
購入の申込期間	2026年6月16日から2027年6月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2000年4月7日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3・9月の16日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(**https://www.am.mufg.jp/**)に掲載します。
運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限2.75%（税抜2.5%）** （販売会社が定めます）	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

（購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。）

信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に**0.3%**をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

日々の純資産総額に対して、基本報酬に実績報酬を加減した率（**年率1.4960%～3.4100%（税抜 年率1.3600%～3.1000%）**）をかけた額とします。詳細は下記の通りです。

信託報酬率（純資産総額に応じて）	1,000億円以下の部分に対して	**1.5400%～3.4100%（税抜 1.4000%～3.1000%）**
	1,000億円超2,000億円以下の部分に対して	**1.5180%～3.3880%（税抜 1.3800%～3.0800%）**
	2,000億円超の部分に対して	**1.4960%～3.3660%（税抜 1.3600%～3.0600%）**

各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。

	基本報酬	実績差*	実績報酬	実績報酬を加減した報酬
委託会社	0.500%	2.0%以上のとき	+1.500%	2.000%
		1.0%以上2.0%未満のとき	+0.500%	1.000%
		−1.0%超1.0%未満のとき	零	0.500%
		−1.0%以下のとき	−0.200%	0.300%
受託会社（純資産総額に応じて）	1,000億円以下の部分に対して			0.100%
	1,000億円超2,000億円以下の部分に対して			0.080%
	2,000億円超の部分に対して			0.060%
販売会社	1.000%			

*実績差とは、当該日の23営業日前から当該日の前営業日までの期間における、分配金込み基準価額（課税前分配金再投資）の騰落率と、同期間の日経平均トータルリターン・インデックスの騰落率の差をいいます。
委託会社の信託報酬は、実績差に応じて実績報酬が加減されます。ただし、当該日が休業日の場合は、前営業日と同額とします。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

＜上記各支払先が運用管理費用（信託報酬）の対価として提供する役務の内容＞

委託会社	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
受託会社	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等

1万口当たりの信託報酬：
保有期間中の平均基準価額×（当ファンドの純資産総額および実績差に応じた）信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。また、当ファンドは信託報酬に実績報酬制を導入しているため、当ファンドの実績により信託報酬率は変わります。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。
・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

●税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年3月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年9月17日～2026年3月16日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.53%	2.53%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※費用は、実績報酬を含む場合があります。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html